

## 濃厚接触者となった医療従事者への検査について

堺市では、新型コロナウイルスの感染が拡大する局面における医療提供体制確保のための緊急的な対応として、医療従事者が濃厚接触者となった場合であっても、医療に従事できるよう、当該医療従事者に対する行政検査を実施するため、令和3年第4回市議会へ補正予算案を上程します。

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染拡大期における医療提供体制を確保するため、濃厚接触者となった医療従事者に対して、継続的に検査を実施します。(令和3年8月13日付け厚生労働省事務連絡(令和3年8月18日一部改正。以下「厚生労働省通知」という。)に基づく行政検査を行うものであり、検査対象者の費用負担はなし。)

### 2 検査対象となる医療従事者

分類	対象者
医療機関	医師、看護師等、医療事務
歯科医療機関	歯科医師、歯科衛生士、医療事務
薬局	薬剤師、医療事務
その他	救急隊、保健師等

### 3 検査及び医療に従事するための要件等

- ・他の医療従事者による代替が困難な者であること
- ・ワクチンを2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後に、新型コロナ陽性者と接触し、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・無症状であり、検査の結果、業務従事の前に陰性が確認されていること。
- ・その他厚労省通知で定める検査の要件・注意事項等に抵触しないこと。

### 4 実施期間

令和4年3月31日まで

(新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療体制逼迫の恐れが出た場合にのみ実施)

### 5 令和3年度11月補正予算額 12,825千円

問い合わせ	担当課：健康福祉局 健康部保健所 感染症対策課 企画推進担当 電話：072-228-3954 ファックス：072-222-9876
-------	---